**平成２６年（フ）第１０３２号**
大阪市東住吉区駒川４丁目４番12号　山北マンション201号
債務者　雀博子こと　金田　博子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１０５５号**
大阪府門真市柳田町23番２―206号
債務者　山田　幸司
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第９０号**
埼玉県狭山市広瀬３丁目２番35号　宮ノ脇ハイツ103
債務者　小澤トミ江
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第１８号**
岐阜県大垣市恵比寿町北７丁目１番地９
債務者　中川　　都
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第２５号**
奈良県宇陀市榛原あかね台２丁目20番の４
債務者　雲雀　忠典
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第４０号**
奈良県橿原市大久保町332番地の２　ヴィラたかまつ206号室、前住所奈良県橿原市醍醐町413番地　ライオンズマンション大和八木309号
債務者　谷口　忠廣
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第４９号**
奈良県香芝市畑３丁目829番地　ライフインサンヨー二上201号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目16番27号
債務者　沖　千華代
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第３７号**
山形県西村山郡朝日町大字上郷1355番地の１、前住所横浜市港北区新吉田町161番地２
債務者　永井精密こと　永井　裕久
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４０号**
山形市薬師町１丁目３番23―303号　ロランビル
債務者　石澤　法義
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５７号**
函館市弥生町19番１号
債務者　林　　美穂
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第６０号**
函館市的場町26番８号
債務者　伊東　直美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第８３号**
函館市亀田港町42番12号
債務者　木島　啓文
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第８４号**
函館市亀田港町42番12号
債務者　木島　昭子（旧姓宗山）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第４９１号**
愛知県岡崎市上六名２丁目５番地14　サンパレス岡崎公園102
債務者　松村　大輔
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第６８号**
愛知県豊田市明和町２丁目30番地13　サロンドテシマ303号
債務者　長澤　　旦
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第７００号**
大阪府東大阪市菱屋東２丁目17番10号　サウスワン112号
債務者　木田　惠雄
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７３７号**
大阪市平野区喜連西５丁目４番51―103号
債務者　岡村　美穂（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部